

答弁書第三九号

内閣参質一七八第三九号

平成二十三年十月十一日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 西岡 武夫殿

参議院議員森まさこ君提出平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律に基づく基金
についての東日本大震災復興対策担当大臣の答弁に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員森まさこ君提出平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律に基づく

基金についての東日本大震災復興対策担当大臣の答弁に関する質問に対する答弁書

御指摘の「東電が一義的に対応する」との答弁は、東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）の福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故による損害の賠償について、東京電力において一義的に対応するものであるとの認識を述べたものであり、平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律（平成二十三年法律第九十一号）第十四条第一項に規定する原子力被害応急対策基金に対して、東京電力において資金を拠出する旨を述べたものではない。

なお、平成二十三年九月二十八日の参議院予算委員会において、平野東日本大震災復興対策担当大臣兼内閣府特命担当大臣（防災）から、答弁により混乱を与えたことについて陳謝する旨の発言がなされている。

